第

5 1 5 2

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 1月 27日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇔ 贈与税の改正

Q:今年から贈与税が変わったと聞きましたが、どのようになったのですか?

A: 暦年贈与の税率が一部変更になり、特例贈与が新設されました。

【解説】

贈与税の取扱いは、平成25年度の税制改正 で改正され、平成27年1月1日以後の贈与か ら、次のようになりました。

①暦年贈与の税率

基礎控除後の課税価格 改正前 改正後 1,000万円超1,500万円以下 50% 45% 1,500万円超3,000万円以下 " 50%

3,000万円超 " 55%

※1,000万円以下の部分は変更ありません。

②特例贈与(直系尊属から20歳以上の者への 贈与)

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
200万円以下	10%	10%
200万円超300万円以下	15%	15%
300万円超400万円以下	20%	15%
400万円超600万円以下	30%	20%
600万円超1,000万円以下	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下	50%	40%
1,500万円超3,000万円以下	"	45%
3,000万円超4,500万円以下	"	50%
4,500万円超	IJ	55%







